

令和2年度以降の第三国定住事業

- 第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会による検討結果を踏まえ、第三国定住事業による難民受入れの対象及び規模を拡大。

1. 閣議了解(案)

現行閣議了解(H26.1.24)からの主な変更ポイント

	変更前	変更後
受入対象	マレーシアに一時滞在するミャンマー難民	<u>アジア地域に一時滞在する難民</u>
家族呼び寄せ	タイの難民キャンプから受け入れた難民の親族	<u>第三国定住により受け入れた難民の親族</u>

2. 第三国定住難民受入れに関する具体的措置(案)

現行決定(H26.1.24・H29.6.30一部改正)からの主な変更ポイント

▶ 受入れの対象, 国, 人数等 (難民対策連絡調整会議にて決定)

	変更前	変更後
受入対象	マレーシアに一時滞在するミャンマー難民	<u>アジア地域</u> に一時滞在する難民(受入対象国は会議にて検討・決定)
受入規模	年1回, 約30名の範囲内	<u>年1~2回, 年に約60人</u> の範囲内
受入単位	家族単位	家族単位での受入れに加えて <u>単身者も受入れ</u>
家族呼び寄せ	タイの難民キャンプから受け入れた難民の親族	<u>第三国定住により受け入れた難民の親族</u>

▶ 定住支援等について

○国内での積極的な広報活動:

第三国定住難民に対する理解を得るとともに, 円滑な定住支援策等の実施を促す。

○関係者間の情報共有と連携:

定住支援の目的や各関係者の役割等につき必要な周知を行い, 地域関係者との連携を強化。

○定住支援の終期等:

第三国定住難民に対する特別の日本語学習支援, 生活支援の継続期間は5年程度を基本とする。

▶ 今後の第三国定住による難民受入れについて

- 将来的な受入人数や受入れ体制の在り方等については, 難民対策連絡調整会議において検討を行い, 本閣議了解に基づく受入れ実施後5年を目処として必要な措置を講じる。